

令和 5 年度 第 2 回葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会 議事要旨

日時：令和 5 年 12 月 20 日（水）10 時 00 分～11 時 55 分

場所：葛飾区役所 新館 7 階会議室

出席：会場（委員 38 名、事務局 7 名）

Web 参加（委員 4 名）

欠席（委員 11 名、うち代理出席 4 名、代理 Web 出席 1 名）

傍聴：2 名

会議次第：

1. 開会

2. 議題

（1）第 1 回協議会の振り返り

（2）令和 5 年度 まち歩き調査の実施結果について

（3）移動等円滑化促進方針の全体の方向性について

（4）ソフト施策の整理・課題について

（5）区民検討部会及び事業者検討部会への参加・協力のお願いについて

3. その他

4. 閉会

（配布資料）

・次第

・委員名簿・席次表

・資料 1 令和 5 年度 第 1 回葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会 議事要旨

・資料 2 令和 5 年度 まち歩き調査の実施結果について

・資料 3 移動等円滑化促進方針の全体の方向性について

・資料 4 ソフト施策の整理・課題について

・資料 5 区民検討部会及び事業者検討部会への参加・協力のお願い

・資料 6 令和 5 年度 第 1 回葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会 会議録

<議事要旨>

(1) 第1回協議会の振り返り

(意見なし)

(2) まち歩き調査の実施結果について

・実際に調査をしてみると、維持補修や使い方等、ハードとソフトの両面で問題が浮き彫りになった。これらの問題に対してこれから議論して方向性を詰めていきたい。

・まち歩き調査に実際に参加し、(事務局が用意した)車椅子の体験を通して、車椅子使用者の困難さ、大変さを実感する機会になったことを嬉しく思う。金町の車椅子にも視覚障害者にも配慮された新型の歩車道境界ブロックも確認し、この設置が普及していくことを願う。

・「異なる管理主体にまたがるバリアフリー化の連携・連続性の確保」についてはこれまで意識したことか無く、運用に問題があるのではないか。

・どのような障害をお持ちの方でも安全に生活できるまちづくりを進めていただきたい。

→事務局としてまち歩き調査に参加し、管理主体が異なる際の誘導については様々な課題があると考えている。今後の方針の中で、異なる主体間でも連携が取れるような記載をしたい。

・まち歩き調査は現状の把握として非常にいい取組みだと思った。今後の実施予定などはあるのか？

→来年度もまち歩き調査を実施する予定である。

(3) 移動等円滑化促進方針の全体の方向性について

・心のバリアフリーのキーワードはコミュニケーションである。当事者の置かれた状況に対する想像力を身に着ける機会としてコミュニケーション・交流の場を作り出していくことが肝要である。

(4) ソフト施策の整理・課題について

・心のバリアフリーの考え方方が伝わりにくいが、例えば視覚障害者用誘導ブロックをめぐる視覚障害者と車椅子利用者間のお互い当事者として理解の促進や、健常者における生活のなかでの「気づき」を根付かせることが重要である。

・そのための取組みとして教育の場面において力を入れていくことがある。

・出前講座等を通じて当事者の特性についての理解の促進や啓発をしていくことが大切である。
→当事者の体験を含めて教育現場と連携し、障害理解・サポートを考える・知る機会を、例えば特別支援学校との交流等も含め、どのように提供していくかが協議会の役割と考える。

・視覚障害者誘導用ブロックについて、自転車での通行時に滑ることがある。高さや色、種類に基づはあるのか？

→JIS 規格に基づいた高さや、色（輝度比）となっており、役割は「誘導」と「警告」の二種類がある。

→車道側に敷設されている誘導用ブロックを建物側に敷設するなど、道路の改修に併せて改善することで自転車の通行しやすい空間を実現することができる。今後のまち歩き調査のなかで丁寧にみていただけたらと思う。

- ・相手を知る、色々な障害の考え方が柔軟である子どものうちに、特別支援学校などの子どもたちとの交流の機会を設けることが大事と感じる。

→どのような形で知る・気づく機会を子どもたちに伝えていくかは検討が必要。他自治体の事例だと交通事業者と連携した乗り方教室を実施したものもある。地域の関係者間の連携・協力が必要となる。

- ・過去に障害のある子どもが区立小中学校との居住地交流を行っており、生活や行事の中で周りの子どもたちによるお手伝いが学びの機会となっていた。このような機会を社会の中の様々な場面で作っていければいいと思う。

- ・副籍交流ではその日の1時間だけ来たお客様のような感じになる。
- ・学童保育など日頃から子ども同士で親しむことで、例えば災害時の対応も変わるとと思う。
- ・子どもたちは一緒に過ごしているうちに遊び方を変えていくなど柔軟である。
- ・特別支援学校に通っている子が、町会の子ども会の名簿から漏れていたことがあった。地域の子どもに等しく声がかかるような体制であってほしい。

- ・心のバリアフリーの前段階の話かもしれないが、自転車や歩行者における移動しながらのスマートフォンの操作や、電車内でのイヤホン利用により周囲の状況が分からず人、歩道を通行する自転車などに危ないと感じる場面がある。

- ・情報のバリアフリーにおいて、公共施設や駅のサインなどでひらがなの振り仮名併記があると助かる。知的障害のある子どもの通学や緊急の際に対応がしやすくなるので検討いただきたい。

→自転車の利用方法については交通管理者の警察と一体となって取り組む問題である。（促進方針策定後に）特定事業を具体的に作っていく際にも必要な情報となるので、引き続き声を上げていただきたい。

- ・ヘルプマークの記載は含まれているのか？

→ヘルプマークについても今後、促進方針のなかに記載していきたい。

(5) 区民検討部会及び事業者検討部会への参加・協力のお願いについて

- ・具体的な開催の時間は？

→未定ではあるが、午前であれば 10 時～12 時、午後であれば 13 時～15 時と考えている。

- ・2 時間程度とあるが、終了は何時か？（お迎えの時間があること）

→途中で退席いただいて構わないと考えている。

- ・参加者は各団体から全 4 回で同一の者がいいのか？

→同じ方にお願いしたい。

- ・託児の用意はあるのか？

→用意させていただく。

第3回 葛飾区移動等円滑化促進方針 策定協議会資料

目 次

1. 策定協議会及びまち歩き調査の振り返り·····	2
2. 第1回区民検討部会の報告·····	4
3. 促進方針におけるバリアフリー化の取組 ······	6
4. 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路について·····	9
5. 令和6年度 まち歩き調査の予定について·····	14
6. 葛飾区移動等円滑化促進方針の構成について·····	16

1. 策定協議会及びまち歩き調査の振り返り

(1) 策定協議会の振り返り

これまでの策定協議会における意見

・令和5年8月・12月に実施した策定協議会においても、区の移動等円滑化について様々な課題が挙げられました。

第1回 令和5年8月31日@ウインズパル 多目的ホール



委員からの主な意見

- ▶バスのステップから道路までの距離と高さを、ある程度統一できるように道路改修等で考慮いただきたい
- ▶車椅子で視覚障害者誘導用ブロック上を通行するときにガタガタして危険を感じる
- ▶車椅子利用者に同行した際にタクシーを乗車拒否なのかスルーされてしまった
- ▶様々な障害の方、色々な立場の人たちにおいても「障害の理解」が重要になる
- ▶車椅子利用者にとって歩道上の花壇や植木が通行時の妨げになる
- ▶障害者用駐車区画の利用に際して、みんなが気持ちよく使える方法が見つかると良い
- ▶葛飾区に複数立地している特別支援学校との連携によって心のバリアフリーの取組みを進めてはどうか
- ▶健常者・問題の無い側の「優しくしてあげる」という関係性が、利用する側の負担感を増長し、辛い思いをさせてしまっているのではないか

第2回 令和5年12月20日@葛飾区役所新館 7階会議室



委員からの主な意見

- ▶脳性麻痺による手足の障害を持つ子供や未熟児網膜症の視覚障害を持つ子供がいる
- ▶すべての子どもが安全・幸せに暮らせることうを願う
- ▶心のバリアフリーには、交流・コミュニケーション・想像力が重要となる。まち歩き調査は不自由な条件をもつ方と出会い、交流する有効な機会である
- ▶心のバリアを広げ、普段からの「気づき」が地域に根付かせることが必要。教育の場面での取組も重要
- ▶小中学校、高校でのボランティア出前講座を実施している。障害を持つ方々の不自由さや当事者の体験を知りながら、成長していくことが大切
- ▶学校時代の交流は大事。支援学校の同年代の友達と交流することで、大切に思う心が育つ
- ▶副籍交流の他にも学童保育や子供会での交流も、小さい頃から一緒に過ごす、良い機会になる
- ▶ながらスマホや自転車でのイヤホンは危険
- ▶知的障害を持つ子供のためにも、公共の案内サインにひらがなを振るとよい

●葛飾区におけるソフト施策に関する課題

促進方針においては、ハードのバリアフリー化だけでなく、心のバリアフリーを含むソフト面の両面から積極的に取り組むことを考えております。既存の行政計画等から、葛飾区におけるソフト施策の課題を整理しました。

(1) 心のバリアフリー（教育・啓発・マナー）

- ・既存の行政計画においても「障害への理解の促進」に関する記載があるものの、過年度に実施されたアンケート調査からは、「障害への理解促進が不十分である」という意見が出ており「障害の社会モデル」に基づく「心のバリアフリー」の普及、理解と啓発が課題と考えられます。
- ・そのため、誰もが障害の特性や状況を理解しコミュニケーションが取れ、マナーが行き届いた社会を目指すための一歩として、福祉分野や教育分野と連携し子どもたちへの教育・啓発活動の実施・充実を図ることが課題と考えられます。
- ・また、民間事業者を含む生活関連施設の職員や関係者に対しても、接遇等に係る教育訓練の充実や、コミュニケーションツールの導入といった教育や啓発活動の実施・促進も重要な課題と考えられます。

(2) 情報のバリアフリー

- ・施設内の情報提供として、障害の特性（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害など）を前提とし多様な利用者を配慮した適切な案内サインの設置や、施設の整備状況に関する事前の情報提供の方法が課題と考えられます。
- ・既設の施設においても、情報案内板の配置やICTを活用した情報提供施設の設置など、利用者の視点に寄り添った分かりやすい配置や案内方法を工夫し、ハード整備と連携した一体的な情報提供の配慮も大切な課題と考えられます。
- ・また、近年のスマートフォン等の急速な普及により、インターネットは高齢者・障害のある方等にとっても重要な情報入手の手段であり、社会生活への参画という面においても大きな役割を持っています。すべての人々にとって利用しやすく分かりやすい情報へのアクセスのために、ホームページの企画・設計時における配慮や、バリアフリーに関する情報（施設整備やサポートの状況、啓発コンテンツの更新・充実等）の掲載方法やDXの推進も課題と考えられます。

1. 策定協議会及びまち歩き調査の振り返り

(2) まち歩き調査の振り返り

令和5年度 まち歩き調査において抽出した問題（▲問題 ●良い点）

- 令和5年10月～11月に京成立石駅、新小岩駅、金町駅・京成金町駅周辺でそれぞれ実施した「まち歩き調査」においても、施設や経路等について様々な問題や良い点が挙げられました。

鉄道駅 京成立石駅、新小岩駅、JR金町駅、京成金町駅

- ▲車椅子から券売機の操作画面に届きづらい（京成立石駅(改善済)）
- 点字による運賃案内表、車椅子用の蹴込みがある（JR金町駅）
- ▲幅員が狭く、滑りやすい
▲歩行者と自転車が区別されていない（JR金町駅 南北通路）
- ▲ホームドアが設置されていない（京成立石駅）
- ▲エレベーター前の空間が狭い（JR金町駅）

駅前広場・バス停 3駅の駅前広場、新小岩駅東北広場

- ▲乗り場への表示が分かりづらい（新小岩駅東北広場）
- ▲通路上に自転車が駐輪されており通行の妨げに（新小岩駅南口）
- ▲誘導用ブロックの劣化や剥がれている箇所が見られる
- ▲ブロックが車椅子の前輪にひっかかる
▲ブロックとエスコートゾーンがズレている
- タクシー乗降スペースの道路への段差が小さい（金町駅南口）

建築物 総合庁舎、各地区センター、かつしかエコライフプラザ、えきにこわ、にこわ新小岩、金町プラット、ヴィナシス金町などの公共施設、商業施設等の一部民間施設

- 車椅子利用者用の蹴込みがある（かつしかエコライフプラザ）
- 点字メニューや筆談ボードがある（かつしかエコライフプラザ）
- ▲耳マークが分かりづらい位置にある（総合庁舎）
- ▲階段の段鼻が分かりづらい（立石地区センター）
- ▲スロープの幅員が狭く、勾配が急である（公共施設、民間施設）
- トイレ内の広さが十分に確保されている（近年開業の公共施設）
- ▲トイレの備え付けている機能が分かりづらい（複数の公共施設）
- ◆身障者等用駐車区画を増やしてほしい（葛飾区総合庁舎、ヴィナシス金町・中央図書館）
▲身障者駐車場が分かりづらい（立石地区センター）
- 授乳スペースがある（かつしかエコライフプラザ・立石図書館、ヴィナシス金町・中央図書館）
●ミルク用浄水サーバーが設置されている（えきにこわ）
- ▲車椅子では商品棚やセルフレジまで手が届かない／届きづらい
- ▲アクセス経路の設置場所や車椅子用の呼び出しボタンの位置が分かりづらい

令和5年度 まち歩き調査において抽出した問題（続き）

経路 各道路、スカイデッキたつみ



▲自転車、植木鉢、看板、電柱、住宅の植栽等が歩道および路側帯の有効幅員を狭めている（多数）



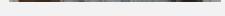
▲誘導用ブロックの劣化や連続性に問題がある
▲滑りやすい
▲踏切前に設置が無い



●横断歩道と歩道の間のブロック部分が斜めになっており、車歩道間の段差が少ない（金町）



▲横断歩道部分での車道部への傾斜や、歩道の横断勾配が急である



▲踏切に車椅子の前輪がはまってしまう

商店街

立石駅通り商店街、新小岩北口商店街、新小岩ルミール商店街、金町一番街商店街



▲自転車や看板が歩道上に出ており、歩行者の通行の妨げになっている
▲自転車の通行が多く危険を感じる

公園

渋江公園、新小岩公園、葛飾にいじゅくみらい公園運動場



▲園内の通路が段差により車椅子・ベビーカーで通行しづらい
▲タイルやアスファルトに劣化が見られる



▲管理棟の出入口の舗装やブロックの劣化が著しい（新小岩公園）
▲トイレが古く汚い、狭い（渋江公園、新小岩公園）

ハード面の課題

①バリアフリー整備後のメンテナンスが不十分

→道路や公園、建築物など、歩道のタイルや誘導用ブロックなどの設備について、経年による破損や劣化が放置されている箇所が多くありました。

②既存施設のバリアフリー化の未対応

→鉄道駅や道路、建築物などで、建設年数が長い施設が使いづらい、という意見がありました。

③異なる管理主体にまたがるバリアフリー化の連携・連続性の確保

→駅前広場における屋根や、建物と道路でつながっていない誘導ブロックなどの連続性を望む意見がありました。

④安全な歩行者空間の確保

→葛飾区は歩道の無い道路が数多くあり、高齢者や車椅子利用者等が安心して歩行できる道路の整備を望む意見がありました。

ソフト面の課題

①マナー向上

→歩道や路側帯、誘導ブロック上の放置自転車等が通行の妨げになっているなど、マナーの悪さに関する指摘がありました。

②障害の種類や特性に基づいた配慮や気づかい

→車椅子利用者からは届きにくい商品棚や券売機など、障害種別の特性や状況等に対する配慮の不足や気づかいが足りていないことによってバリアが生じているという意見がありました。

③情報提供の分かりづらさ

→区役所のトイレの機能や、窓口の手話対応、昇降機の設置などが整備されているのにも関わらず、「整備状況が分かりづらい」「情報提供が不足している」といった意見が多数挙げられました。

2. 第1回区民検討部会の報告

(1) 実施概要

【実施の目的】

促進方針の案の作成にあたって、利用者及び当事者の方の意見をお聞きして、その内容を反映して、策定協議会での検討に生かす。

【日時】

令和6年2月15日（木）10:00～12:00

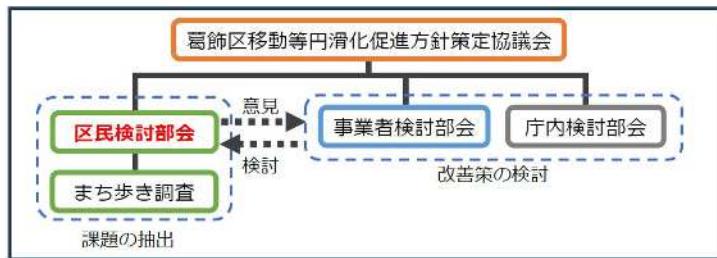
【場所】

ウイメンズパル 3階学習室

【部会委員】

- ・部会委員：14団体 18名 策定協議会へ参加いただいている高齢者、障害のある方、子育て中の所属する団体で参加・協力頂ける方
- ・当日参加者：15名

■検討体制



(2) 議論内容

- (1) 移動等円滑化促進方針について
- (2) これまでのバリアフリーの取組について
- (3) 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路について
- (4) 葛飾区の現状と問題、促進方針の施策の整理
- (5) 令和6年度のまち歩き調査の予定について
- (6) 葛飾区移動等円滑化促進方針の構成について

■当日の議論の様子



(3) 議論結果

【議論方法】

- ・議論内容の説明後、2班に分かれて、前半は、まち歩き調査を実施した京成立石駅周辺、新小岩駅周辺、金町駅周辺について、生活関連施設及び生活関連経路、促進地区のエリアについて意見を伺いました。
- ・後半は、促進方針に挙げるバリアフリー施策の取組内容について、意見を伺いました。

【参加者からの主な意見】

①生活関連施設及び生活関連経路、促進地区のエリアについて

- ・[京成立石駅周辺地区](#)は連続立体交差事業が進んで、区役所も移転し、踏切もなくなるなど、まちが変わろうとしている。新しいまちでも考える必要がある。
- ・[金町駅周辺地区](#)では、北西方面の南水元ふれあい児童遊園のあたりまで訪れる。南西方面の東京かつしか赤十字母子医療センターの付近は、以前は中川橋を渡って亀有駅へ出ていた。
- ・東京かつしか赤十字母子医療センターは金町駅から離れているが、駐車場があり、金町駅や亀有駅からのバスも充実している。
- ・[新小岩駅周辺地区](#)では隣の江戸川区内の都立小岩高校や周辺の小中学校への経路にも配慮した方が良い。昔は田んぼのあぜ道だった道路が、今は建物に囲まれてわかりにくくなっている。
- ・[青砥駅](#)の北西方面にコープなどの施設が集まっているエリアがあり、対象地区に含めるべきである。
- ・生活関連施設（案）については施設名称を具体にし過ぎず「等」を記載して、色々な施設を読めるようにした方が良い
- ・[公衆浴場](#)は、高齢者の利用は多くコミュニケーションの場としての役割もあるが、障害者はデイサービスや専用設備（機械浴など）を利用するので利用する機会は少ない
- ・車椅子使用者や障害を持つ子供たちは、環境の整った[規模の大きい公園](#)で遊ぶこととなるので、そういう公園を重点的に整備して欲しい。[児童遊園](#)は入口に車止めがあるため、車椅子では中に入ることができない

2. 第1回区民検討部会の実施報告

②促進方針に挙げるバリアフリー施策の取組内容等について

	ハード面の取組み	ソフト面の取組み
公共交通全般	◆歩行者と自転車が交錯している歩道は、急に自転車が後から来ると怖いので、歩道を色分けして歩行者と自転車の通行を区別した方が良い	○エレベーター利用する時の優先順位を広めることが大事、障害を持つ方と子連れの方の利用が重なる時もある ○利用者の障害への理解促進が必要 ○障害のある方の利用方法（車椅子でドア付近に留まる等）の啓発 ○障害のある方と健常者との間での利用ルールを乗務員が仲介する ○電車のトラブルにより、途中下車させられるなど、緊急時や通常の対応と異なる場合（イレギュラー）でも、運転手・乗務員が対応できる研修が必要
鉄道	◆ホームドアの設置は良いが、通路幅が狭くなるというトレード関係にある ◆通路幅を確保すべき ◆ホーム上のベンチの向きにも配慮が必要である ◆障害のある方や高齢者の優先車両／専用車両があると良い	○乗降に時間が掛る場合、障害のある方をご案内していることを車内アナウンスすると文句が出るので「運転調整中」とアナウンスしている
バス	◆鉄道駅や病院の近くのバス停が重要、病院から最寄りバス停までの経路のバリアフリーも大切である ◆バス車内に車椅子スペースをつくる ◆バスが歩道に接し停車しやすいバス停の整備 ◆バス停のガードレールの開口を確保、バス停の規格統一する良い ◆ハネあがり式ベンチは歩道幅員を狭めることがないので良い ◆施設があるので、バス路線が確立されていない	○バス停での情報提供、到着時間の案内の充実が望まれる ○車椅子使用者が乗車する際に別のバス停で乗るよう言われたケースがある
タクシー	◆身障者用のタクシー乗り場があった方が良い	○タクシーアプリが便利である。アプリで行き先まで登録できるので、車内で会話しなくても行き先まで行ける（聴覚障害者） ○アプリによるタクシー予約ができない／ハードルが高い ○病院では、UDタクシーが乗れると良い
建築物	◆集い交流館や地区センター等へのエレベーター設置 ◆エレベーターへの高齢者や障害のある方、子育て中の方の優先マークの設置 ◆多機能トイレに大人用ベッドの設置を促進 ◆ベビーチェアは、臭いがする場合があるので、定期的な清掃や取換えが必要	○車椅子利用者の導線や設備利用方法の運用改善
駐車場	◆駐車場の構造の改善（車椅子使用者の利用では、横だけでなく、後ろも広いスペースが必要）	
公園	◆公園入口の車止めの改善（車椅子、自転車が通れる広さにして欲しい）	
教育活動啓発		○障害特性の理解促進や“する側・される側”それぞれの思いやりの心の醸成 ○ヘルプマークの普及 ○交通ルールやマナーの啓発 ○学校交流の機会の増加

3. 促進方針におけるバリアフリー化の取組

(1) バリアフリー上の問題の整理

※今後、令和6年度まち歩き調査の結果等から、区民検討部会、事業者検討部会、庁内検討部会において今後検討していく。

ハード面の問題点

- 駅については、エレベーター、券売機、視覚障害者誘導用ブロックの敷設、トイレ、子育て支援施設などの整備が一部の駅で不十分となっており、ホームドアは一部の駅のみの設置にとどまっている。バリアフリールートが遠回りであったり、円滑なルートではない。
- 踏切における車いすの走行のしづらさ、視覚障害者の事故防止対策
- 公共交通の車両、バス停留所における上屋やベンチの整備、タクシー乗り場等のバリアフリー化が不十分となっている
- 施設の劣化が見られ維持管理が不十分となっている
- 既存の建物について、スロープやエレベーター等、トイレ、子育て支援施設などのバリアフリー化が不十分となっている
- 管理者が異なる施設間や道路との連携や連続性が確保されていない
- 敷地外部と連続した移動経路・園路などすべての人が利用しやすい整備が必要
- 自転車の歩道走行、道路上の放置自転車や店の看板によって歩行に支障をきたしている
- 音響式信号や青延長用押しボタン付き信号機、エスコートゾーンの整備率が低い

ソフト面の問題点

- 駅職員や乗務員の違い、事業者や乗務員の違い、施設や職員の違い、対応が必要な場面の違いにより、適切とはいえない対応がなされる場合がある
- 事業者の接遇研修の実施による人的対応の充実や、啓発活動の推進が求められる
- 必要な方が、必要な時にユニバーサルデザインタクシーを利用できない場合がある
- 施設の利用方法等に関するマナーの向上が求められる
- 障害を知る機会や体験が少なく、障害への理解不足や介助方法がわからない人が多い
- 教育分野などと連携した子どもたちへの教育活動が不十分
- すべての人にとって分かりやすい事前の情報提供や、施設整備と連携した情報案内が必要
- 様々な利用者を想定した情報提供・コミュニケーション手段の整備が必要

3. 促進方針におけるバリアフリー化の取組

(2) 区全域におけるバリアフリー化の取組の基本的な考え方（案）

※今後、令和6年度まち歩き調査の結果等から、区民検討部会、事業者検討部会、庁内検討部会において今後検討していく。

施設設置・管理の考え方

利用者の視点を踏まえ、施設設置管理者間や区民が連携しながら実現していく。

1. 適切な維持管理によるバリアフリー機能の回復と維持

- ・公共施設や民間施設、車両、道路、公園等の適切な維持管理の実施（定期点検と破損箇所等の補修など）
- ・道路の監察指導（道路上に置かれた自転車・看板・商品陳列などへの指導）など

2. 短期的に実現できるバリアフリー化や暫定的なバリアフリー化

- ・バス停やタクシー乗り場の乗り口の改善（間口の確保、段差解消など）
- ・小さな段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、点字シールの貼付
- ・踏切内の安全対策
- ・障害者用駐車区画の整備
- ・コミュニケーション手段の整備（コミュニケーションボード、携帯型翻訳機など）など

3. 整備・改修によるバリアフリー化

- ・バリアフリー対応車両の導入
- ・バス停の上屋、ベンチの設置
- ・施設・道路・交通安全施設・公園の新設・改修・更新時における連続したバリアフリー経路と設備の整備（段差・勾配の解消、幅員の確保、視覚障害者誘導用ブロック、案内板、音響式信号、バリアフリートイレ、エレベーター、子育て支援設備などの整備）など

相互理解、コミュニケーション

区民、区内の事業者・施設設置管理者のみならず、区内を行き交う全ての人々が取組み、暮らしやすいまち葛飾を実現していく。

1. 【教育】障害を知る、接する機会の増加 ⇒気づいて助けられるようになる

- ・小中高校でのバリアフリー教育、区民向けのバリアフリー教室（介助方法や体験）
- ・特別支援学校との交流、活動、イベントでの当事者との交流
- ・交通事業者や施設設置管理者における研修、マニュアルの整備
- ・自転車安全利用講習会 など

2. 【実践】普及・広報・啓発 ⇒促して、気づいて助ける

- ・ポスター、看板、ホームページ、イベント、講演会、交通安全運動、様々な取組や事例の周知
- ・ヘルプマーク、ヘルプカード
- ・一人ひとりのマナーの実践 など

3. 【支援】わかりやすい情報提供やコミュニケーション支援 ⇒暮らしやすいまちの実現

- ・誰にでもわかりやすいサイン・看板（ピクトグラム、ひらがな表記など）
- ・インターネットやDX等を活用した、すべての人に分かりやすい事前の情報提供（バリアフリーマップ等の作成・拡充、ウェブアクセシビリティの確保など）
- ・インターネットやDX等を活用した、当事者へのタイムリーな情報伝達 など

区内全ての人々が 取組む考え方

3. 促進方針におけるバリアフリー化の取組

(3) 促進地区を対象としたバリアフリー化の取組（検討案）

※具体的な取組などの詳細については今後、令和6年度まち歩き調査の結果等から、区民検討部会、事業者検討部会、庁内検討部会において今後検討していく。

施設設置・管理での取組
区内全ての人々の取組

鉄道	<ul style="list-style-type: none">駅・施設・車両のバリアフリー化の促進、適切な維持管理の実施道路管理者等と連携した踏切のバリアフリー化の推進施設管理者と連携した、駅前広場や施設との視覚障害者誘導用ブロック等の連続性確保の促進	<ul style="list-style-type: none">駅職員等の接遇研修の定期的な実施マナー向上・実践、心のバリアフリーの普及・啓発・実践の促進情報提供方法の整備や改善の促進
バス	<ul style="list-style-type: none">車両や停留所周辺のバリアフリー化の促進、適切な維持管理の実施施設管理者と連携した、バス停留所における上屋やベンチの設置等の整備と駅前広場や施設との視覚障害者誘導用ブロック等の連続性確保の促進バス停やバス車内での運行情報提供の実施の推進	<ul style="list-style-type: none">運転手等への接遇研修の定期的な実施マナー向上・実践、心のバリアフリーの普及・啓発・実践の促進情報提供方法の整備や改善の促進
タクシー	<ul style="list-style-type: none">乗り場のバリアフリー化（段差解消）、適切な維持管理の実施ユニバーサルデザインタクシーの導入の促進施設管理者と連携した、駅前広場や施設との視覚障害者誘導用ブロック等の連続性確保の促進	<ul style="list-style-type: none">乗務員への接遇研修の定期的な実施マナー向上・実践、心のバリアフリーの普及・啓発・実践の促進情報提供方法の整備や改善の促進
道路・交通安全施設	<ul style="list-style-type: none">適切な維持管理の実施、道路監察による安全な歩行空間の確保障害のある方・高齢者等が利用しやすい道路の整備・改修信号機等や踏切の関連事業者と連携したバリアフリー化の推進施設管理者と連携した、施設との視覚障害者誘導用ブロック等の連続性確保の促進	<ul style="list-style-type: none">自転車の運転マナーの普及・啓発・実践マナー向上・実践、心のバリアフリーの普及・啓発・実践の促進情報提供方法の整備や改善の促進
建築物	<ul style="list-style-type: none">適切な維持管理の実施既存施設における積極的なバリアフリー化の実施施設の新築・改修・更新時における連続したバリアフリー経路と設備の整備施設管理者と連携した、道路や施設との視覚障害者誘導用ブロック等の連続性確保の促進	<ul style="list-style-type: none">施設職員等への接遇研修の定期的な実施マナー向上・実践、心のバリアフリーの普及・啓発・実践の促進情報提供方法の整備や改善の促進
駐車場	<ul style="list-style-type: none">利用しやすい障害者用駐車区画の整備と移動経路等のバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none">利用マナーの向上や普及啓発の促進マナー向上・実践、心のバリアフリーの普及・啓発・実践の促進情報提供方法の整備や改善の促進
公園	<ul style="list-style-type: none">適切な維持管理の実施障害のある方・高齢者等が利用しやすい公園の整備	<ul style="list-style-type: none">利用マナーの向上や普及啓発の促進マナー向上・実践、心のバリアフリーの普及・啓発・実践の促進情報提供方法の整備や改善の促進
教育啓発活動	<ul style="list-style-type: none">すべての人への心のバリアフリーの普及、理解と啓発活動事業者における心のバリアフリーの意識啓発と利用者の介助方法の習得教育分野や福祉分野とも連携した子どもたちへの教育・啓発活動の実施（教育分野、福祉分野と連携した体験学習や、特別支援学校との交流や共同学習の実施等）	
情報提供	<ul style="list-style-type: none">インターネットやDX等を活用した、すべての人に分かりやすい事前の情報提供の実施施設等における多様な利用者を配慮した情報提供・コミュニケーション手段の整備（様々な利用者の状況に配慮した情報提供手段（多言語・ひらがな併記、サイン、手話、筆談、ICT技術等）の活用の推進）	<p>施設の整備状況やサポート体制等の事前情報のホームページへの掲載や更新の促進</p> <p>施設等におけるハード整備と連携した、情報案内の方法や位置の工夫の推進</p> <p>ICTを活用した情報案内板の設置や、行政手続きのオンライン化、コミュニケーション補助などのデジタル技術を活用したDXの推進</p>

4. 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路について

(1) 移動等円滑化促進地区の考え方

促進地区は、区全体のバリアフリーに関する方針を踏まえて、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある方、子育て中の方等が利用する施設が集まった地区を設定する。

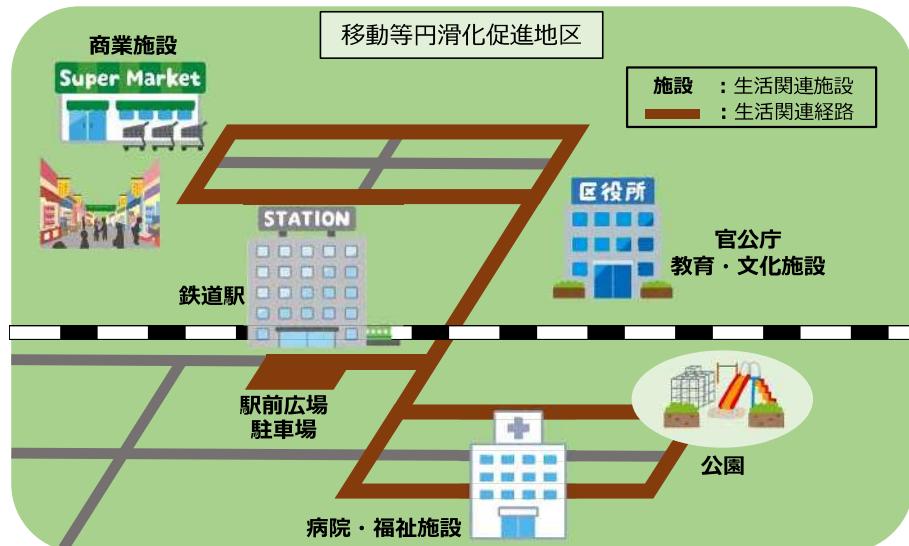
■促進方針における葛飾区のバリアフリーに対する基本的な考え方

- 区内全域を促進方針の対象エリアとして設定し、ハードとソフトの両面のバリアフリー化を着実に推進する
- 特に、多様な人が集中する鉄道駅等を中心とした徒歩圏の範囲を移動等円滑化促進地区に設定し、面的・一体的なバリアフリー化を促進する
- ハードのバリアフリー化だけでなく、ソフト面として心のバリアフリーに積極的に取り組む

■促進方針における促進地区の区域設定の基本的な考え方

- 促進地区の区域は、全ての鉄道駅を中心とした徒歩圏を対象とし、各地区的状況に応じて柔軟に設定する
- 鉄道駅周辺以外でも、多くの高齢者や障害のある方が利用する施設の集積する地区においては、促進地区の区域設定を検討する
- 綾瀬駅周辺においても足立区と連携を図りながら促進地区を設定する

■移動等円滑化促進地区、生活関連施設・生活関連経路のイメージ



施設間の連携を図り、地区の一体的なバリアフリー化を推進する

今後、上記の基本的な考え方を踏まえ、生活関連施設及び生活関連経路の設定を行い、隣接する地区との区域設定にも配慮しながら、具体的な区域を設定していく。

4. 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路について

(2) 生活関連施設の選定の考え方

■バリアフリー法（第二条二十三 イ）生活関連施設の定義

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

■国の策定ガイドラインにおける選定にあたっての考慮する点

- ・常に多数の人が利用する施設を選定する
- ・高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する

■想定される生活関連施設（国の策定ガイドライン）

区分	種類
官公庁等	都道府県庁、市役所・区役所、役場
	郵便局、銀行、ATM
	警察署（交番を含む）、裁判所
	市民・地区センター、コミュニティーセンター等
	都道府県税事務所、税務署
教育・文化施設等	図書館
	市民会館、市民ホール、文化ホール
	学校（小・中・高等学校）
	公民館
	博物館・美術館・音楽館、資料館
保健・医療・福祉施設	病院・診療所
	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設等
商業施設	大規模小売店舗等
	商店街等（地下街を含む）
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等
公園・運動施設	公園
	体育館・武道館その他屋内施設
その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設
	観光施設
	路外駐車場

■葛飾区における生活関連施設の設定の考え方

- ・高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設を対象とする
- ・常に多数の人が利用する施設、高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する
- ・現行のバリアフリー基本構想を踏まえ、東京都福祉のまちづくり条例を参考に選定する

■東京都福祉のまちづくり条例 対象施設

都市施設：バリアフリーに関する整備基準への適合努力義務が求められる施設

特定都市施設：新設又は改修の際に整備基準への適合遵守義務が求められる施設

項目	区分	都市施設	特定都市施設
建築物	1.学校等施設	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校など	すべて
建築物	2.医療等施設	病院、診療所、助産所、施術所、薬局	すべて
建築物	3.興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	1000平方メートル以上
建築物	4.集会施設	集会場、冠婚葬祭施設を含む。一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるもの、公会堂。	すべて
建築物	4.集会施設	集会場、冠婚葬祭施設を含む。すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のもの。	1000平方メートル以上
建築物	4.集会施設	公民館など	200平方メートル以上
建築物	5.展示施設等	展示場、自動車展示場など	1000平方メートル以上
建築物	6.物品販売業を営む店舗等	卸売市場	2000平方メートル以上
建築物	6.物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	すべて
建築物	7.宿泊施設	ホテル、旅館など	1000平方メートル以上
建築物	8.事務所	保健所、税務署、その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべて
建築物	8.事務所	事務所、他の施設に附属するものを除く。	2000平方メートル以上
建築物	9.共同住宅等	共同住宅、寄宿舎、下宿など	2000平方メートル以上
建築物	10.福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など	すべて
建築物	11.運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場など	1000平方メートル以上
建築物	12.文化施設	博物館、美術館、図書館など	すべて
建築物	13.公衆浴場	公衆浴場、クアハウスなど	1000平方メートル以上
建築物	14.飲食店等	食堂、レストラン、喫茶店、ファーストフード店など	すべて
建築物	14.飲食店等	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど	1000平方メートル以上
建築物	15.サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店など	すべて
建築物	16.工業施設	工場など	2000平方メートル以上
建築物	17.停車場又は発着場を構成する建築物	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	すべて
建築物	18.自動車関連施設	駐車場	500平方メートル以上
建築物	18.自動車関連施設	自動車修理工場、自動車洗車場	200平方メートル以上
建築物	18.自動車関連施設	ガソリンスタンド	すべて
建築物	18.自動車関連施設	自動車教習所	1000平方メートル以上
建築物	19.公衆便所	公衆便所	すべて
建築物	20.公共用歩廊	公共用歩廊	2000平方メートル以上
建築物	21.地下街	地下街など	2000平方メートル以上
建築物	22.複合施設	1.から21.の施設の複合建築物	2000平方メートル以上
道路	道路	道路法に基づく道路	すべて
公園	公園	都市公園、児童遊園、都立霊園、その他都立及び区市町村公園など	すべて
公共交通施設	公共交通施設	鉄道の駅、軌道の停留所、バスターミナル、港湾旅客施設、空港旅客施設	すべて
路外駐車場	路外駐車場	建築物及び小規模建築物以外のもの	500平方メートル以上



国の一覧表にて想定される施設

4. 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路について

■現行の葛飾区バリアフリー基本構想における生活関連施設の設定

現行のバリアフリー基本構想では、不特定多数の区民、または、多くの高齢者・障害者が利用する官公庁施設や福祉施設等、駅から500m圏内に所在するものを、生活関連施設として位置づけた。

表 4-1 生活関連施設

種 別	施 設
官公庁施設	新小岩地区センター・新小岩区民サービスコーナー
福祉施設等	たつみ憩い交流館、児童会館※
医療施設	坂本病院
文化・スポーツ施設、公園	新小岩学び交流館、新小岩公園
商業施設	旬鮮館新小岩店、西友新小岩店・タッターナ、紳士服のコナカ新小岩店

※利用者の意見を踏まえ、追加した施設

※具体的な施設は、新小岩駅周辺地区を対象とした施設である。

■葛飾区における生活関連施設（案）

区分	葛飾区内の施設
1.旅客施設	鉄道駅
2.官公庁等	区役所、区民事務所、区民サービスコーナー 障害者就労支援センター、保健所・保健センター、警察署、税務署、公共職業安定所、シルバー人材センター
3.教育・文化施設等	小・中・高等学校、大学、特別支援学校 図書館、図書サービスカウンター、文化教育施設 葛飾柴又寅さん記念館・山田洋次ミュージアム シンフォニーヒルズ、リリオホール、えきにこわ、カナマチぷらっと 地区センター、集い交流館、憩い交流館、学び交流館、コミュニティ施設
4.保健・医療・福祉施設	病院（病床数20床以上※）※：医療法（第一条の五） 福祉事務所、高齢者総合相談センター、ウェルピアかつしか、地域包括支援センター、シニア活動支援センター 障害者就労支援センター、地域活動支援センター、福祉避難所 子ども総合センター、葛飾区子ども発達センター本園、児童館など
5.商業・サービス施設	郵便局、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農協） 大規模小売店舗（1000m ² 以上※）※：大規模小売店舗立地法、葛飾区特定商業施設（500m ² 以上※）※：葛飾区特定商業施設の立地に関する要綱 ホテル、旅館 映画館、ボーリング場 公衆浴場 公衆便所
6.公園	都市公園、児童遊園 体育館、球技場、陸上競技場、多目的広場、プール、テニスコート
7.路外駐車場	区営駐車場、民営駐車場（500m ² 以上※）※：駐車場法
8.その他の施設	観光施設（柴又帝釈天、矢切の渡し、フーテンの寅像、鎌倉野草園など） 商店街

今後、上記の区分・施設を軸に、令和6年度まち歩き調査の結果等から、区民検討部会、事業者検討部会、庁内検討部会において今後検討していく。

4. 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路について

(3) 生活関連経路の考え方

■バリアフリー法（第二条二十三 口）生活関連経路の定義

- ・生活関連施設相互間の経路

■国の策定ガイドラインにおける選定にあたっての考え方

- ・より多くの人が利用する経路を選定する
- ・生活関連施設相互のネットワークを確保する
- ・隣接自治体との連続性を確保する

■バリアフリーを検討する際の葛飾区の特徴

- ①区内の地形は平坦で徒歩による移動が可能なエリアが広がっているが、鉄道や幹線道路、河川等による地域の分断も見られる
- ②踏切や地下道による鉄道横断なども考慮し、地域の状況に応じた経路の設定が必要
- ③河川を渡る橋梁についてもバリアフリー化を図ることが必要
- ④葛飾盲学校、葛飾ろう学校、特別支援学校が含まれる地区においては、当事者の通学状況を考慮した経路の検討が必要
- ⑤葛飾区は区内外の人が楽しめる観光・文化のまちづくりを進めており、地区内の回遊性に配慮が必要
- ⑥現行のバリアフリー基本構想では、重点整備地区以外の区内各鉄道駅圏においてバリアフリー化を推進する経路を設定している

■現行の葛飾区バリアフリー基本構想における生活関連経路の設定

生活関連経路

- ・バリアフリー新法（H18）に基づく「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」に沿って、原則として2015（平成27）年度までに事業を実施する経路。
- ・生活関連経路に準じた事業の実施を目指す経路。
歩道の設置や有効幅員の確保がこんなであるなどの理由により、生活関連経路として整備を行うことが難しい道路についても、日常的な利用からみてバリアフリー化の必要性が高い道路については、準生活関連経路を設定し、生活関連経路に準じたバリアフリー化を進める。

■葛飾区における生活関連経路の設定の考え方

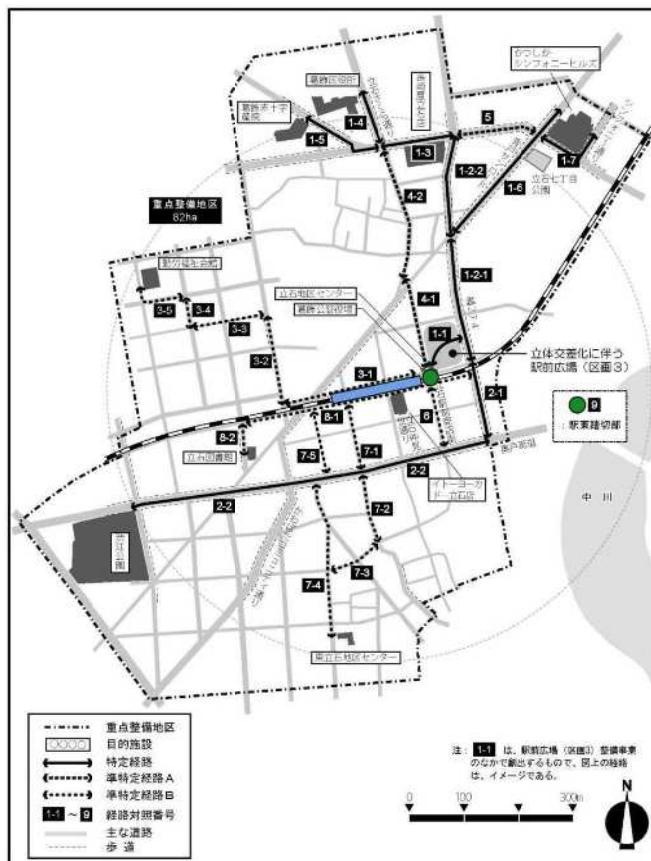
- ・[生活関連施設相互間](#)の経路を設定する
- ・[現行のバリアフリー基本構想](#)を踏まえて設定する
- ・特定道路は設定する
- ・[より多くの人が利用する経路](#)を選定する
- ・[歩道がない道路](#)も経路として検討する

今後、令和6年度まち歩き調査の結果等から、区民検討部会、事業者検討部会、庁内検討部会において今後検討していく。

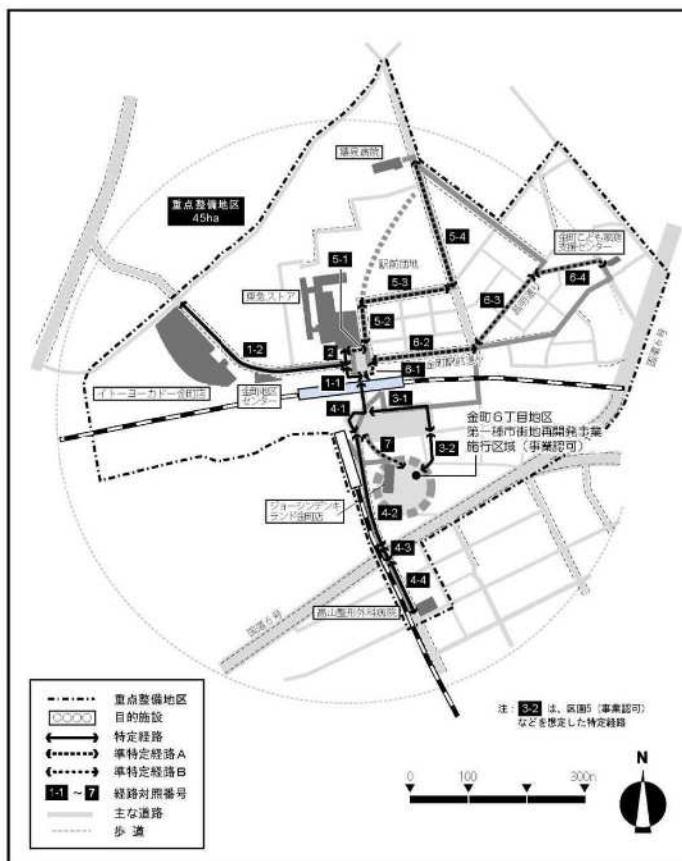
4. 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路について

(参考) 現行の基本構想における重点整備地区

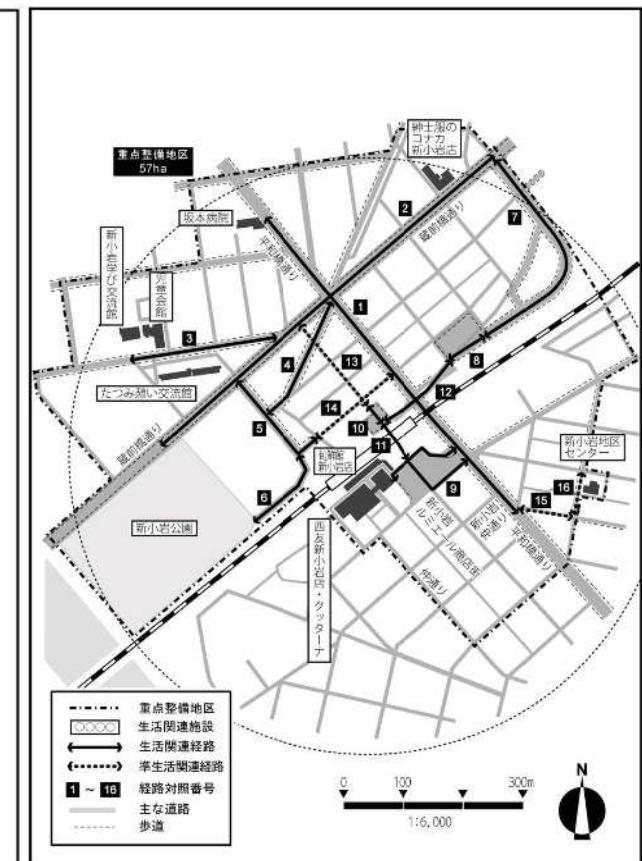
①京成立石駅周辺地区



②金町駅・京成金町駅周辺地区



③新小岩駅周辺地図



5. 令和6年度 まち歩き調査の予定について

(1) 令和6年度 まち歩き調査の概要

促進方針の策定にあたっては、区民参加のまち歩き調査を行い、参加者の皆様から意見をお聞きし、検討を進めます。

令和5年度は10月から11月にかけて、金町駅周辺地区、京成立石駅周辺地区、新小岩駅周辺地区の3箇所においてまち歩き調査を行い、バリアフリー状況等の確認や良い点や課題のある点・改善点などについて意見交換を行いました。

令和6年度においても、区内の他の駅周辺地区等において、まち歩き調査を行う予定です。

【まち歩き調査の概要（案）】

●まち歩き調査の目的

まち歩き調査、ワークショップを通じて、利用者目線の意見をお聞きし、実態に即した各地区の現状と課題を把握します。

●実施日程と地区

No	日程	調査地区	備考
1	5/23（木）	堀切菖蒲園駅周辺地区	
2	5/27（月）	亀有駅周辺地区	
3	6/2（日）	四ツ木駅周辺地区	小規模開催
4	6/6（木）	柴又駅・新柴又駅周辺地区	小規模開催
5	6/12（水）	お花茶屋駅周辺地区	
6	6/16（日）	京成高砂駅周辺地区	
7	6/19（水）	綾瀬駅周辺地区	小規模開催
8	6/28（金）	青砥駅周辺地区	
9	7/3（水）	水元周辺地区	小規模開催

※集合場所・ワークショップ会場は各地区センターや集い交流館を予定

※集合場所やコースなどの詳細は決まり次第、参加者へお知らせします。

※小雨決行予定、荒天中止（前日に事務局より連絡予定）

●参加者：

高齢者、障害のある方、子育て中の方を含む区民（策定協議会メンバーも可）、アドバイザーとして各地区より民生委員も参加、オブザーバーとして関係事業者の方も参加可能

●参加人数：各調査地区とも10～15人程度（小規模開催は5名程度）

●当日のスケジュール（案）

時間	実施内容（予定）
12:45	受付開始
13:00～13:20	開会、まち歩き調査等の説明
13:20～14:20	1～3グループに分かれて1～1.5km程度のコースをまち歩き
14:20～14:30	移動・休憩
14:30～16:00	ワークショップを行い調査の振り返り・意見交換
16:00	解散

まち歩き調査は現地を歩いて確認する現場確認と、室内で意見を交換するワークショップを行います。

本日お示した促進地区の考え方にもとづいて、各地区における生活関連施設や生活関連経路の移動のしやすさや使いやすさを確認します。

また、必要に応じて追加・削除すべき経路や施設について、意見交換も行います。

【令和5年度の実施状況】



まち歩き調査（現地確認）の様子



ワークショップの様子

5. 令和6年度 まち歩き調査の予定について

(2) 令和6年度 まち歩き調査へのご協力のお願い

まち歩き調査は、令和5年度と同様に、利用される区民の皆様と共に現場を確認し、生の声をお聞きして検討してまいります。

つきましては、高齢者、障害のある方、子育て中の方を含む区民の皆様に、まち歩き調査へのご参加・ご協力をお願いいたします。

今後、移動等円滑化促進方針策定協議会の委員の所属する団体及び区民検討部会の皆様の中で、ご協力頂ける方の参加をお願いいたします。

【協力の依頼内容】

●ご協力頂きたい方

まち歩き調査を行う各地区のお近くにお住まいの方で、駅周辺の道路や施設を歩きながら、調査することができる方のご協力をお願いいたします。

●ご協力頂きたい人数

通常開催：1地区で10～15名程度（2～3コース）での調査を予定
小規模開催：1地区で5名程度（1コース）での調査を予定

●実施時間

まち歩きによる現地確認（1～1.5km）を1時間程度、室内でのワークショップを1時間30分程度をそれぞれ実施する予定です。

●参加連絡票について

別添の参加連絡票にご協力頂ける方の氏名、連絡先※、参加地区などをご記入のうえ、ご提出ください。

※現地作業のため保険に加入することから、氏名・住所・電話番号をお教えください

●提出締切

調査準備の都合から、各委員で取りまとめの上、**令和6年4月12日（金）**
（必着）までに提出先までご連絡（メール、電話、FAX）をお願いいたします。

【提出先・保険加入手続き・調査当日の進行】

業務委託会社：セントラルコンサルタント株式会社

東京事業本部計画部：山口、吉川、鷲尾

TEL: 03-3532-8039（直通）／FAX: 03-3532-8027

メールアドレス：katsushika-bf@central-con.co.jp

※別途お配りしております

別紙

令和6年度 まち歩き調査 参加連絡票

令和6年度まち歩き調査にご協力いただける方は、参加連絡票に必要事項をご記入の上、メールまたはFAXにて、セントラルコンサルタント(株)までお送りください。【締切：4月12日（金）】

各団体より複数名ご参加いただける場合は、ご参加者様ごとに参加連絡票をご提出いただきますようお願いいたします。お手数をおかけしますがよろしくお願いいたします。

【提出先】セントラルコンサルタント（株）

FAX: 03-3532-8027

E-mail: katsushika-bf@central-con.co.jp

お申込日

月 日

1. ご協力頂ける方のお名前、連絡先

氏名	
住所	
電話番号	

2. 所属する団体名

団体名	
-----	--

3. ご参加いただける地区に✓を入れてください

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 5/23（木）堀切菖蒲園駅周辺地区 | <input type="checkbox"/> 6/16（日）京成高砂駅周辺地区 |
| <input type="checkbox"/> 5/27（月）亀有駅周辺地区 | <input type="checkbox"/> 6/19（水）綾瀬駅周辺地区 |
| <input type="checkbox"/> 6/2（日）四ツ木駅周辺地区 | <input type="checkbox"/> 6/28（金）青砥駅周辺地区 |
| <input type="checkbox"/> 6/6（木）柴又駅・新柴又駅周辺地区 | <input type="checkbox"/> 7/3（水）水元周辺地区 |
| <input type="checkbox"/> 6/12（水）お花茶屋駅周辺地区 | |

4. ご自身の状況

ご自身の状況に ✓を入れてください	<input type="checkbox"/> ①高齢の方 <input type="checkbox"/> ②障害のある方 <input type="checkbox"/> ③子育て中の方
障害のある方（②の方）は、 障害の種別をお教えください	
事務局で用意・準備が必要な事項 がありましたお教えください	（手話通訳の派遣が必要、託児所の用意が必要等）

●ご記入いただいた個人情報は、まち歩き調査の実施以外の目的では使用いたしません。

【提出先・保険加入手続きを行なう会社】

セントラルコンサルタント株式会社 東京事業本部計画部：山口、吉川、鷲尾

TEL: 03-3532-8039（直通） FAX: 03-3532-8027

メールアドレス：katsushika-bf@central-con.co.jp

【事務局】葛飾区都市整備部 調整課 事業調整担当係 小林・川島

6. 葛飾区移動等円滑化促進方針の構成について

現段階においては、促進方針の構成を下のように考えています。

■葛飾区移動等円滑化促進方針の構成（検討案）

1. 移動等円滑化促進方針の策定にあたって

- 1-1. 促進方針策定の背景
- 1-2. 促進方針の目的と位置付け
- 1-3. 計画期間

2. 葛飾区におけるこれまでの取組と現状・課題

- 2-1. 上位・関連計画
- 2-2. 葛飾区の現状
- 2-3. これまでの取組状況
- 2-4. 移動等円滑化促進に関する課題

3. 全体方針

- 3-1. 葛飾区のバリアフリーに対する基本的な考え方
- 3-2. 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路の設定
- 3-3. 移動等円滑化に関する取組方針
(ハード施策、ソフト施策（心のバリアフリー）)

4. 地区別方針

- | | |
|--------------|--------------|
| ① ● ● ● 周辺地区 | ② ● ● ● 周辺地区 |
| ③ ● ● ● 周辺地区 | ④ ● ● ● 周辺地区 |
| ⑤ ● ● ● 周辺地区 | ⑥ ● ● ● 周辺地区 |
| . | . |
| . | . |
| . | . |

5. 移動等円滑化促進方針の実現に向けて

- 5-1. 移動等円滑化の促進に関する様々な取組
- 5-2. 促進方針策定後の進め方

参考資料

- 参考-1. 葛飾区移動等円滑化促進方針策定の経緯
- 参考-2. 主な基準
- 参考-3. 用語集

葛飾区移動等円滑化促進方針の構成とバリアフリー法にて示されている促進方針の記載項目の対応関係は以下の通りとなります。

■バリアフリー法における移動等円滑化促進方針の記載項目

「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」
(令和3年3月、国土交通省) より

1. 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針
2. 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
3. 生活関連施設及び生活関連経路並びに移動等円滑化の促進に関する事項（整備方針）
4. 住民及び関係者の理解の増進及び協力の確保に関する事項（⇒ 心のバリアフリー）
5. 行為の届出等に関する事項
6. 区が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
7. その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
8. 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項

※ 1、6、8は任意記載事項

令和5年度 第2回葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会

日時：令和5年12月20日（水）10時00分～11時55分

場所：葛飾区役所 新館 7階会議室

出席：藤井委員、菅野委員、住谷委員、根本委員、那須委員、三木委員、恩田委員、相川委員、細谷委員、西門委員、石戸委員、瀬尾委員、久野委員、浅川委員、正能委員、山下委員、渡辺委員、福本委員、榎本委員、小池委員、梅沢委員、徳差委員、五十嵐委員、杉田委員、荻原委員、千葉委員、山口委員、吉本委員、坂井委員、長谷川委員、情野委員、長南委員、鈴木委員、吉田委員、今井委員、泉山委員、中島委員、佐々木委員、

(Web 参加：島田委員、林委員、多田委員、池田委員)

(欠席：日比野委員、櫻井委員、染谷委員（松本氏代理出席）、島ノ江委員、

岩下委員（高野氏代理出席）、山中委員、土門委員（高野氏代理出席）、

武山委員（奥氏代理 Web 出席）、中村委員（岩田氏代理出席）、橋口委員、新井委員

事務局：調整課 石合課長、小林係長、川島主査、大河原

セントラルコンサルタント株式会社 山口、鷲尾、岡田

傍聴：2名

議事：

1. 開会

会長：それでは、定刻になりましたので、只今より、第2回葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会を開会いたします。

本日は、年末の大変お忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

最初に、事務局より連絡事項がありましたら、お願いいいたします。

事務局：初めに、事前に郵送させていただいている会議資料の確認をさせていただきます。お手元の次第に記載の通り、「次第」、「委員名簿・席次表」、「資料1 令和5年度 第1回葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会 議事要旨」、「資料2 令和5年度 まち歩き調査の実施結果について」、「資料3 移動等円滑化促進方針の全体の方向性について」、「資料4 ソフト施策の整理・課題について」、「資料5 区民検討部会及び事業者検討部会への参加・協力のお願い」、最後に「資料6 令和5年度 第1回葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会 会議録」でございます。参考資料といたしまして「令和5年度 まち歩き調査における意見整理」を配布させていただいてございます。

また本日は、差し替え資料としていたしまして、「委員名簿・席次表」、それから「資料1」「資料2」「参考資料」を机上に配布をしてございます。不足がある場合は申し出ていただきますようよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

本日は12時までの予定としてございます。時間に限りがございますのでご協力をお願い申し上げます。本日は休憩の時間を特に設けておりませんので、お洗濯などは会議の途中でも適宜退室していただくことは構わないので、よろしくお願いいいたします。

なお、会議録を作成する関係上、録音と写真撮影をさせていただきますので、あらかじめご了承いた

だけますようお願い申し上げます。

そしてここで、オンライン併用による会議の開催にあたりまして、注意事項を申し上げます。

会議にお越しいただいている委員様は、オンラインでの出席委員にも聞こえますよう、ゆっくり、はつきりと発言をお願いいたします。

続いてオンラインでご出席の委員様は、発言する時以外はマイクをミュートとして、発言する時のみ「手を挙げる」ボタンを押していただきまして、カメラに向かって実際に手を挙げていただきながらミュートを解除してご発言をお願いいたします。

続きまして、この度新たに委員様を1名委嘱させていただきましたのでご紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿の30番、公益財団法人タクシーセンターより1名ご参加いただいております。よろしくお願ひいたします。

A委員：よろしくお願ひします。

事務局：最後に本日の傍聴者でございますけども、2名いらっしゃってございます。事務局からは以上でございます。

会長：どうもありがとうございました。本策定協議会におきましては傍聴要領第2条によりまして公開するということになっておりますので、ただいま傍聴者の方2名ということでございます。入場をしていただきたいと思いますが皆様、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは傍聴者の方、ご入場いただいてよろしゅうございますか。

(傍聴者 入室)

それでは傍聴者の皆様方にご連絡申し上げます。会議の傍聴に当たりましては、お手元にお配りしてございます「傍聴にあたっての注意事項」、こちらの方を遵守していただけますようよろしくお願ひいたします。

2. 議題

(1) 第1回協議会の振り返り

会長：それでは早速議題の方に移らせていただきたいと思います。議題の一番目でございます「第1回協議会の振り返り」ということでございます。資料1につきまして事務局よりご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局 資料1を説明)

会長：説明どうもありがとうございました。

本日の資料6という形で、第1回策定協議会の会議録、こちらがついておりますので、ただいま資料

1という形で全体の概要をご説明いただいたということでございます。

何かただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

会長：特によろしゅうございますか。それではですね、これからハードとソフトの課題、こちらに向き合っていくよという話と今後いろいろな部会であるとか、この後また説明をいただきます皆様方と進めてきたまち歩き点検等、具体的な内容について、今後の方向性を次回以降も含めて検討してまいりたいと思いますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。

(2) まち歩き調査の実施結果について

会長：それでは次の議題に移らせていただきます。

議題(2)でございます。まち歩き調査の実施結果についてということで、こちらにつきましても事務局よりまずご説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局 資料2を説明)

会長：どうもありがとうございました。

まち歩き調査に当たりましては、非常に多くの皆様方にご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

私は葛飾区自体のいろんな計画に関わるのは初めてでございますけれども、そういった中で、イメージとしてはとても平坦な地域性を持つて。そういった中では他の自治体さんよりもバリアフリーの問題といったところは、そのサービスレベルの問題ももちろんあるにしてもですね、だいぶ改善されてるのかなというふうに思ってはいたんですが、いざやはり調査点検をしてみると、維持補修の問題であったり、あるいは、その使い方の気づきの問題であったり、ハードとソフトの両面でいろんな問題が浮き彫りになってくると、こういった中で、それを一つひとつ解決に向かって取り組んでいく。これが今後の基本的な方向性を皆様方と議論して、この葛飾区版の移動円滑化の取り組みの方向性を次回以降含めてですね、どういう展開をするかということをかなり詰めていく形になってまいると思います。そういう形では非常に良いいろんな情報をですね、提供していただいたなと思いまして、まず感謝を申し上げます。

ただいま資料ではですね、まとめ的なところという形で、いくつかの視点に基づいた、バリアの点検状況をご説明いただきました。ご参加いただいた方もいらっしゃるかと思いますので、少し補足すること、あるいは、こういう観点ではなくても少しこういう観点も重要性があるよねと言ったような質問や意見等ございましたら承りたいと思います。どういう観点からでも結構でございますので、ご意見いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

B委員：先日のまち歩き調査には、当会から京成立石駅周辺に2名、新小岩駅周辺に1名、金町駅・京成金町駅周辺に2名の計5名が参加しました。まち歩き調査の全てのコースに車椅子をご用意いただき、ありがとうございました。

私は、金町駅・京成金町駅周辺の、参考資料9ページのBコースを歩きました。歩道に傾斜がある所を横切る際は車椅子が横に倒れそうになり怖いこと、ヴィナシス金町のエレベーターになかなか乗れないことや、車椅子駐車場に一般車が停まっていたことなど、一緒に歩いてくださった民生委員の方や国道事務所の方がワークショップで発言してくださいました。車椅子使用者の困難さ、大変さを実感する機会になったことを嬉しく思いました。

また、参考資料10ページの写真5の新型ブロックが設置された所も歩きました。資料1の前回協議会の議事要旨2ページ「車椅子が点字ブロックでがたがたして危ないので、改良してもらえたと思う」とあります。当会からも、点字ブロックは視覚障害者に必要と理解するも、車椅子走行には注意が必要な場合があることを障害福祉課に伝えていました。この車椅子にも視覚障害者にも配慮された新型ブロックの設置が普及していくことを願います。

資料2の14ページ「異なる管理主体にまたがるバリアフリー化の連携・連続性の確保」に関連しますが、京成金町駅からJR金町駅に向かう道路で視覚障害者誘導用ブロックが途切れてしまう場所があることもこのまち歩き調査で知りました。私たちが街を歩くとき道は繋がっていて、その管理主体を気にして歩くことはありません。ましてや境界で誘導ブロックが途切れるとは思いもよらず、法規の不備や運用に問題があるのではないかでしょうか。かなり前ですが、私は水戸街道と柴又街道が交差する交差点で、京成金町線の線路に、白杖の方が入ってしまうのを助けたことがあります。この方は金町駅に行こうとして間違えたそうです。これも適切な視覚障害者誘導用ブロックの設置がされてなかつたためではないかと思います。

私の娘は早産未熟児で出生し、脳性麻痺による障害で手足が不自由ですが、早産未熟児出生により、未熟児網膜症の視覚障害の方もおられます。ここに視覚障害のお子さんを持つお母さんはいらっしゃいませんが、我が子にどのような障害があろうと、我が子が幸せに暮らすこと、安全に生活できることは、母たちの願いです。会においても、私たち車椅子で生活する子どもたちのためでなく、障害ある全ての子を持つ親の願いを伝えて欲しいとの声もありました。

車椅子にも視覚障害者にも配慮された新型ブロックが開発されたように、ここにいらっしゃる皆様方の英知を結集していただいて、障害のある方が安全に生活できる街を作っていただけたらと思います。

会長：どうもありがとうございました。

実際にご参加いただいた中でということで、特に車椅子といった視点で見たもの、それから、視覚障害という視点で見たときに初めて気がついたといったところが、そういったところのネットワークの繋がりといったところでございましたけども、今の観点に対しましてご意見という形で承るところが多いかなというふうに思うんですが、何かございますか。

管理主体といったところで、区だけではなく、私は東京都特別区のある自治体でやったときにですね、都道と区道と、それから国道と、歩道のところのブロックのすりつけで「2cm」というキーワードを付けるあるいは無し、あるいは誘導ブロックの敷設の仕方、これ全部違うといった状況で、何とか統

一できないかということもあって、議論をしたんですが、なかなか現状難しいといったお話をございました。そういう中で、今回繋ぐといった意味合いで、他の連携というキーワードの中で、区としてどういうふうにお考えをお持ちかどうかその辺含めてちょっと事務局の方で何かご発言あれば、お伺いしたいなと思うんですが、いかがでございましょう。

事務局：会場内のマイク不調により肉声でお答えをさせていただきます。私も全てのまち歩き点検参加をさせていただきまして、今お話にあったような特に管理主体が異なる場合の誘導に関しては、やはりいろんな課題があるのかなというふうに考えています。特に目のご不自由な方と、一緒にまち歩き点検させていただいたんですけども、皆さんもご存知かと思いますが、目のご不自由な方は、全ては足の裏で感じ取る、ということなんですね。途中で誘導ブロックが途切れたりとかですね、まちを歩きながら、もうわからない、というふうに立ち止まってしまうことも結構ありました。そういうところも含めてですね、今後の方針の中でですね、いろんな形で連携を取れるようなそんな記述にしていけたらというふうに思います。

会長：コロナの前ですね、六、七年前ぐらいですね、東京都特別区のある自治体のバリアフリーマップ、こちらの方がですね、例えば視覚障害の方でどっからどこに行きたいというふうにすると、経路上で誘導ブロックが敷設されている状況が指摘されるようなルート上が示されると、こういったようなマップ作りといったようなものが進められたこともございます。やはり情報できちんと繋ぐっていうこともできますし、そういういろいろな手立てをですね、ソフト施策といったところ、ハードでできないところはソフトで補うという、そういう観点もこういったなかで検討していきたいと思うんですね。

ありがとうございます。その他いかがでございましょう。

それでは委員お願いいたします。

C委員：私自身は残念ながらこれ参加できなかったんですが、今いろいろお話を伺つてますと、まち歩き調査、非常に現状の把握という意味でも、今後の企画に生かしていくという意味でも非常にいいと思うんですよね。せつかくなので、これって今後はですね、予定が今どんな感じなのか、毎年やっていこうとか、計画期間内には何回か、1回以上はやっていこうかとか、今伺つてると、非常にある程度頻度をやっていった方が非常に有効かなと思いますが、今どんなご予定で考えてらっしゃるのか、もしわかれれば教えていただければと思います。

会長：ありがとうございます。

それでは事務局の方、まち歩き調査という形で点検をしていくというスタイルですね、こういう住民の方を実際に参加していただいてやるパターンもあれば、今回ご指摘いただいた内容について、事務局ベースで定期点検をするというやり方など、いろんな方向性があるかなというふうに思いますが、今現在何か検討されていることがあれば、お話をいただければと思います。

事務局：まち歩き点検に関しましては、今回計画を策定するにあたりまして、本年度と来年度の2か年で考えておりますけれども、本年度につきましては先ほど申し上げた立石、それから金町、新小岩と考え

ておりますが、来年度につきましては、その他の鉄道駅を中心にですね、半径 1 キロ内外のところをですね、重点的にまち歩き点検をしていきたいというふうに考えてございます。葛飾区全部で 12 箇所の駅がございますけれども、残り 9 箇所ぐらいですね、来年度まち歩き点検を実施したいというふうに考えてございます。

会長：委員いかがでございましょうか。

○委員：ありがとうございます。今お話を伺うと非常に有効な感じがしますので、ぜひ定期的に続けていくようになるといいなというふうに考えております。

ありがとうございます。

会長：どうもありがとうございました。それでは、その他いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

それではですね、いろいろご指摘いただきました課題といったものはたくさん目の前にこれから出てくるわけでございますが、一つひとつについて向き合いながら、また違った場所で点検をした中で気づいたことっていうのは、他の場所でも同じようなことが発生する可能性があるということで、地域全体に広げるような課題としての意味づけを持った形でご検討いただけるとありがたいかなと思います。

（3）移動等円滑化促進方針の全体の方向性について

会長：それでは、続きまして議題の（3）でございますね。移動等円滑化促進方針の全体の方向性についてという形で議論を進めてまいりたいと思います。事務局より、まずはご説明いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

（事務局 資料 3 を説明）

会長：どうもありがとうございました。

ただいまバリアフリーの基本的な考え方ということで、ハードとソフト、その両面を面的に広げていくんだけではなくて、高齢者や障害者の方たちが利用するような施設がある。そういう地域においては鉄道駅がなくても、全体像を促進地域として加えていくという考え方、ある意味的な全体を考えたバリアフリーのネットワーク化といったところに向き合いたいと、それがまず第 1 点でございました。

その後、具体的にそれをハードとソフトという形で繋ぐにあたって、具体的な生活関連施設であり、あるいは経路でありといったところ、これから具体的な作業として繋げていく。先ほど、点検のまち歩きの調査をしていただいたときに、やはりいくつか出てまいりました老朽化しているような施設、こういったところで、バリアフリー化のことがなかなか難しいねといったようなところのご指摘もあったかと思いますが、そういったところにつきましても、今回はまず 6 年という計画、その後 10 年ピッチ

という形の中で、長期的な視点を持ちながらも、現在取り組める内容の特定事業といったような形に向き合って計画を推進していくんだと、全体像の長い計画と短期でできる取り組み、これを合わせていくという考え方を今回ご示しされました。

また、経路全体としては、単に歩道付きの道路ではなくて、日々生活するような道路においても利用者の経路として成り立つところについては踏み込んでいきたいと、歩道がないところもやるよといったようなところもございました。

なかなか難しい側面がこれから現実には出てくると思いますが、こういった方向性につきまして、この方向性でいいか、あるいはもう少し改善をした方がいいのではないか、あるいは交通事業者さんとしては年次計画を持っているので、そういった中では、この6年の中には難しいけども、現在長期計画の中で組み込む予定があるよとか、そういった情報発信でも結構でございます。何かお気づきの点がございましたら、ご発言いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

考え方といったところでございますのでその方向性が間違っているなれば、皆さん方、特にご意見がないのかもしれないんですが、そういった視点についてもっと言うことがあればお聞かせいただけるとありがたいなとは思いますが。

よろしゅうございますか。

Web の参加者の方々も委員の方もよろしゅうございますか。

ではお願いします。

副会長：ここで言われている心のバリアフリーとは何かということについて、少し委員の皆様のご意見をお伺いしたいなというふうに感じております。

例えばまち歩きのところですね、結果として資料の2の中でですね、まち歩きの結果からの課題の整理をしていただいております。その中で、ソフト面についての課題、見えてきた課題というところでお示しいただいたものについては大きく3点。

マナーのこと、それから券売機等の障害の種類や特性に基づいた配慮や気づかいという項目では、そのタッチパネルのボタンに届かないとか、スロープの傾斜の問題とかっていうこと、こういったこれはハードなのかソフトなのかわからないですが、そういったものを設計する背後にある配慮や気遣いみたいなことに当たるんでしょうかね。情報提供というところで、サインの問題とか、情報提供の課題ということが挙げられておりました。

今日まさに委員が先ほどおっしゃられたことって私非常に心に響きまして、障害の有無に関わらず、子どもを持つ親であればですね、子どもたちがやっぱりまちの中での移動、安心安全に移動してほしいという願い、本当は多くの全ての親に共通する気持ちであります、とりわけ障害のある子どもをお持ちの子育てをされているお母様方の心の叫びを私も聞きしたような思いがしております。

実はその政府が示しておりますユニバーサルデザインに関する報告の中で、この心のバリアフリーでキーワードになっているのは、コミュニケーション。このマナーの問題にしても、様々なインターフェースの設計の問題にしても、その背景にあるのは、今、委員がおっしゃってくださったような、その当事者の皆様の生の声、心の叫びに、あるいは生活者として暮らす姿に対する理解の不足です。

そういう姿に触れる機会の少なさ、あるいはそういう皆様とのコミュニケーションの機会の少なさ、ここに大きな要因があるだろうということで、この心のバリアフリーの重要な要素として、交流、

コミュニケーション、そしてそのコミュニケーションを通じて、そういったしんどい思いをされている住民への想像力、おかれた状況に対する想像力を身につけていくことが掲げられております。マナーの問題もおそらくそういうところに関わってくるんだと。その意味では、こういったいわゆる当事者の方とのコミュニケーションや交流の場や機会をいかに区の中で作り出していくのか、ここが心のバリアフリーにとって非常に肝要であるということになろうかと思います。

その意味で言いますと、この方向性の中に、こういった当事者、あるいはしんどい思いをしている人たちとの接点、交流、コミュニケーションの機会をいかに作っていくかということも一つ大きな柱として、あってもいいんじゃないかな。その点で先ほど Web 参加の委員からご指摘がありました、今回やられたまち歩きですね、こういったプログラムっていうのもまさにそういった当事者、あるいは何らかの不自由な条件を持たれてる方と出会ってですねコミュニケーションを取る大きな機会、有効な機会であります。

その意味では、ただ単にですね建物をチェックしていくということではなく、そういったことも必要ですが、戻ってきてからの話し合いの中で、お互い、今、委員がおっしゃってくださったのはどういう気持ちで生活をしているのか、具体的にどういうふうにまちを移動しているのか、こういった生の声に触れる、この機会を非常に重視していくということが重要なのかなというふうに思っています。

まち歩きを定期的に行っていく、その中で、まちの移動に困難を感じている、あるいは不安を感じている人たちと出会い、そして交流し、例えば駐車場が空いていたけども、そういえばあのとき会ったあの人いたら、ちょっと私は止めてしまうと困るな、そういう顔の見える交流の中で初めてそういった心のバリアフリーが実現していくんじゃないかな。こういった要素もぜひ方向性の中で位置づけていただきたいというふうに感じております。

長くなりましたが、私の方からは以上です。

会長：どうもありがとうございました。

ただいま、資料 3 の 5 ページのですね、上の枠組みの中で、位置づけられているハードのバリアフリー化だけではなくて、ソフト面としての心のバリアフリーに積極的に取り組み、その方向性、その重要性についてお話をいただきました。

その方向性の枠組みだけではなくて、具体的に何をもってその心のバリアフリーを推進するのかといったところについても少し触れていただきましたので、ちょっと次の議題とも関連してまいりますので、まずは事務局の方からですね、議題（4）のソフト施策の整理・課題といった、資料の 4 についてちょっとご説明をいただいた上で、全体の議論としての展開さらに、枠組みとしての方向性が間違ってないかということもですね、あわせて行ってまいりたいと思いますので、事務局まずご説明いただいてよろしくございますか。

（4）ソフト施策の整理・課題について

（事務局 資料 4 を説明）

会長：どうもありがとうございました。

先ほど資料3のところで、促進方針の全体の方向性、その中に、心のバリアフリーという一文が入ってきていたんですが、その一文だけでも、今具体的なソフト施策っていう形でご説明をいただくと、その概念であったり具体的にどういう形を展開していくのかという方向性が非常に幅広く、教育の分野から、あるいは生活の側面までという形で、そこにまたいろいろなITを含めた情報化、DXという言葉もございました。いろんな技術革新を活用しながらそれを展開するといったところまで幅広さが非常に関わってくるといったような事業という形になってきております。そういう中で、心のバリアといったキーワードがなかなかわかりにくいといったところもございます。

言葉としてはとても優しい言葉なんですが、誰にとってのとか、誰が主体となってますか、そういう考え方方が伝わりにくいといったところもございます。例えば先ほど委員の方から視覚障害者と車椅子というキーワードがございました。誘導ブロックにあたっても、これ視覚障害者にとってはないと困るし、車椅子の方にとっては、あるとそれが例えば乗り心地であったり移動の邪魔になったりすると、ただしそういったものはお互いのその障害当事者としての心のバリアといったところの理解を広げていくところも推進しなければいけないし、あるいは、そもそも健常者が、そういったことに普段からやはり意識をしていく、それは意識付けだけではなくてですね、それが生活のスタイルの中に一体となつて動いていくような仕組みとして「気づき」が地域の中に根付いていかないといけない。

そこをするためにかなり、今、葛飾区においてといったところで、教育の場面での取り組み、こういったところに力を入れていこうといったところの方向性が出ました。この方向性が出たといったことを、次のプロセスで、どういった場所で、どういう形で具体的な事業として展開するのかっていうのが次回以降の大きな課題という形で、事務局からのご提案といったところに関しまして、いろいろな交通事業者さん、あるいは道路関係の管理者さん、あるいは交通管理者さん、いろいろな方たちがどういう形で枠組みとして関わるか、こういったところが非常に大事になってくるよといったところの、今一つの一端をご説明いただいたと。その一端が非常に長かったんですけどもその長い分、やはり非常に重たい位置づけになっているということをぜひご理解いただいたなかで、第1回のときにも、特別支援学校、こういったところをやはり葛飾区の特徴として、教育現場の中で、今実際に動いている取り組みがあるよ。そういうものを一つの根付かせる方向性に位置づけていこうじゃないかといったようなこともございましたので、ぜひそういう観点からでも具体的な施策として展開するにはこういうことがやって欲しいよねとか、あるいは事業者間の中でこんなことができそうですよとか、そういうようなことがあればですね、少し情報提供を含めた形で、ご質問でも結構でございます。

ずっと私が喋ってるわけにもいかないので、何かご発言をいただければありがたいなと思ってございますが、いかがでございましょうか。

お手が挙がりました。

D委員：先ほど資料4の中で、ソフト面でいろいろお話ををしていただいてちょっと感じたことがあります。子どもに対しての障害者の特性というのは何かという理解を広めていくというところで、とても大切だとそれは思っているんです。なぜかというと、以前から小中高でボランティアとして出前講座というものをいつも私どもの協会は行っています。

小学校4年生または6年生の生徒さんたちに対して、聞こえない人とのコミュニケーションは何が

あるかっていうふうに聞くと、必ず点字っていうふうに答えるんですね。聞こえない人は点字を使いませんよっていうと、視覚障害と聴覚障害とごちゃごちゃになっているようなところが多いと感じています。

また、聞こえない人の場合は目で情報取るということがやっぱりまだ理解できない場面があるかなというふうに思います。目が見えない人は白杖を使っていますけれども、やはり聞こえないっていうのは見てわからない障害ということで、ただ聞こえない人は見て情報を取るということを、やはりその出前講座の中では子どもたちに啓発をしていっています。

視覚障害の方の場合には点字ブロックが必要で自転車を置いちゃいけないとか、聴覚障害の場合には見て情報を取る何かそういうものが必要なんだ、ということがやはり子どもの頃から、出前を通して次々と伝えていって、その人たちが大人になっていくというようなことが大切だと思います。当事者からの声も大切だと思っています。

会長：どうもありがとうございました。

やはり当事者の体験も含めてという形で、教育現場と繋がるといったことのメリットですね。やはり障害を理解すること、障害理解といったところがやはりまず第1ステップとしてあって、やはり子どもたちの中では、その障害に対してどういう自分ができることで、例えばサポートであったとしても、障害に応じてできるできないってやはり考え方が全然違うんですね。

以前調査したところですと、例えば今、白杖を持たれた方が白杖を上に持ち上げたスタイル、こういったところを子どもたちは何にもわからない。ただそのときに困ってるっていうことがあるんだよ、ちょっと声掛けしようねって言うと、声掛けした後のサポートがわからないといったように、やっぱりわからないことが累積してくるんですね。

そういうことが、やはり今のお話にあった体験というキーワードの中では非常に大事になってまいりますので、葛飾区のバリアフリーの協議会で作った計画に基づいて、これからPDCAを回していく形で推進協議会のような形になってくると思いますので、そういったところで各種障害を持った方たちの体験といったようなものを次に繋げる仕組みとしてですね、学校教育の教育委員会と連動して取り組んでいく。

例えばそういったときに、今成人の方が実際行くという形もありますが、特別支援学校といったものが実際この葛飾区のところであるのであれば、子どもたちの交流といったようなキーワードであったりとか、そういったようなことも含めて体験できるような自らが知る機会といったものをどう提供させてあげるかといったところも、こういったところの協議会の一つの役目かなと思いますので、ぜひ事務局、今とてもいいご発言ありましたので、そういったものを次のプロセスの中に組み込む形でご検討いただければと思います。

その他いかがでございましょうか。

お手が挙がりました。

E委員：先ほど車椅子で、いわゆる誘導ブロック、点字ブロックを通るときにガタガタして乗り心地が悪くなって、場合によっては滑ったりする。これは自転車が通行をするときもやっぱりそういう状況を私は感じてるんですが、誘導ブロックの出っ張りの厚さの基準っていうのはあるんでしょうか。例えば、

今のは3ミリだとしたらその半分の1ミリ半では駄目なのかとかですね、あの形じやなくて他の何か形、結構目の見えない方っていうのは、すぐそれは、足の裏でかなり感じてるんで敏感に。例えそんなに飛び出してなくても、わかるんじゃないのかなって単純に思ったんですが。ブロックの基準を知りたいということ。

会長：それでは事務局、まずいかがですか。お答えできそうですか。

F委員：現場の道路等を管理する部署でございます。

ご質問の誘導ブロックの規格については、JIS規格で定められた規格がございます。やはり試行錯誤があつて今までいろんな形であつたり、高さであつたりっていうものが使われていたところであります。近年につきましては、そのJIS規格に則ったものを設置しているという形で整理してございます。

会長：よろしくございますか。

E委員：それは、決まりだから、そのままでっていうことでしょうか。

会長：現実的にはそれを下げるといったことはなかなか難しいですね。さらに輝度比って言いますからね。ロービジョンの方々ですね、ロービジョンの方々は、やはりあの黄色がしっかりと見えてこないと、薄暗くなったときでも側線が見える、そういう状況を確保するために、輝度比を作るために黄色の周辺の枠を少しグレーにするとかですね、そういうようなところも出てきています。ですので単なる凹凸だけではなくて、明るさみたいなものも基準が決まってるということです。

E委員：結構よく見えるんで、注意しないとなって思うんで、色は別に私は気になってないんですが。あと、その誘導ブロックの線のやつと点のやつとの違いっていうのが、線の場合は導いてくれる線でしょうし、点々のは止まる状況なのかなって。その辺のその説明が、一般の方はよくわかってんのかな。何か他に何か意味合いがあるのだったら、ちょっと教えてもらえたたら。

会長：こちらも続けてよろしいですか。

F委員：ご質問のお話通りでして、止まれと線的に誘導するものって二つの役割の形で二つの種類があるということでございます。

E委員：なんかいつもあそこのところを自転車で通ると、注意して通らなくちゃっていう気持ちになつて、よりいいのかもしれないけど、あれだけのその高さが必要があるのかなって単純に思ったので。ありがとうございます。

会長：あとはやはり敷設されてる道路の歩道幅員であるとか、あるいは自転車の通行帯として、その歩道

上といったところが認められてる区間なのかどうかとか、今、日本の中で自転車とかあるいはパーソナルモビリティとかいろんなものが、歩道と車道の混在型でこうなってきてるので、そういったところも含めて、障害者、視覚障害者の方が安全で通るような通行帯、例えば建物側につけるとかですね、そういったガイドラインがあるんだけども、古い敷設になると、車道側の方に直結でついていたりとか、そういったところもあるので、そういったところは道路の改修に合わせて改善していくとか、そういったところもですね、ぜひ今回の点検をする上でといったところで、丁寧に見ていただけるとありがたいかなと思うんですね。そうすると、自転車の通行のしやすい空間といったところもはっきりと見えてくるかなと思いますね。

どうぞ、お手が挙がりました。

G委員：いつもお世話になっております。

ソフト面のこと、先ほど委員がお話したように、やっぱり学校時代の知るっていうことが、とっても大切で、やっぱり大人になってからとか、高校生ぐらいになるとやっぱりうちの団体は医療的ケアがある方が多くて、気管切開をしてて、首あたりから呼吸器がついてたっていう形で、大きく、大人になってから突然お会いすると引いてしまう部分があるんですけど、やっぱり頭がやわらかいうちにそういう交流をもつことがとっても大事です。

それが同年代から支援学校の子どもたちと交流を持てるのが一番大事かなっていうふうに感じてまして、今日も親の会としていろいろ出でるんですけど、親の会からそういう学校に今年はぜひいろいろ情報、こういうことなんですよっていう情報提供して交流を持つっていうのも、何か葛飾区ではなかなかやられてない形でお聞きしているんですけど、やっぱり知るっていうこと、それがすごく大事で、知らないとどうしてあげていいのかっていうのがわからないので、やっぱり相手を知る、いろんな障害の方を知るっていうことが大切なと思うので、ちょっとそういう部分で進めていただきたいなと思います。

会長：ありがとうございます。

知る機会、気づく機会といったものをどういう形で子どもたちに伝えていくのか。ぜひその辺は検討していただけたらいいかなと思いますね。実際に子どもたちに体験学習のような形で、いろんな鉄道事業者様やバス事業者さん、参加していただいて乗り方教室であったり、車椅子の方をお乗せするような形であったりそういうことをやってる自治体さんもございます。

ですのでいろんな多角的な視点から、その障害に対して気づくような場面をどういう形で提供できるか、それこそまさしくソフトで考えられること、それから、地域の関係者の皆様方で協力し合ってできること、という形になりますので、ぜひご検討していただければと思います。

ちょっとマイクの調子悪いので大きい声でお願いできますか。

B委員：実は20歳代の娘なんですけど、副籍交流制度が始まる前から居住地交流を区立の小学校・中学校さんと行っていました。お話、声になりませんから、トーキングエイド（※携帯用会話補助装置）という現在はiPadに入ってるあいうえおの音声が出るものを使って行ってたんですけど、教室2階とか3階なので、本人を私が抱えていくので、それを運んでくださるお子さんがいらっしゃるとすごく大切

に持つてつとめました。今は行けないと思うんですけど、当時一緒に遠足とか京成電車に乗つていろいろなところに行くんですけど、スロープ板を扉から出してくださいますよね、駅員さんが、そうすると子どもたちは、娘より先に降りないで後ろで待つてくれて、その先に人が横切らない、自分たちも横切らないと横切つてると降りれないっていうことを、何ていうかね、学んでくださつてるんです。そういう体験が小さいときにやると電車を降りるときに駅員さんがスロープ板を出してくださつて、他の方たちどんどん行くので待つてなきゃいけないときあるんですけど、そういうことが少しよけてくださつたりとか、そういう心のバリアフリーに繋がっていくんだと思うので、今は副籍制度があつていろいろ制約もできると思うんで難しいかと思うんですけど、そういう社会の中のいろんな場面で受けている障害者のサービスって言つたら何かそのお手伝いを学んでいただく機会を、学んでいけば、10年後、令和33年の最後のときにはそういう世界ができていくんじゃないかなと思いました。

会長：ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。お手が挙がりました。

H委員：今お話あつた通りで、今私の子どもは小学校6年生、学校が終つた後に週に4日、学童保育でお世話になっています。6年間通つたんですけど毎年感じるのが、学童に通う子はほとんど1、2年生なので、毎年周りのメンバーは変わっていてうちの子は6年間いるみたいな感じだったんですけど、やっぱりみんな毎日一緒に遊んで一緒におやつを食べてって知つてるとすごく親しんでくれて、自分たちとは違うんだっていうことはすぐにわかるので、最初のうちはびっくりしてるんですけど、そのうちもう本当に仲良くなっちゃって、今日一緒にドッジボールしたよって、ドッジボールどうやつたのって聞いたら息子に投げるときはゴロで投げるっていうルールにしたって、大人に聞いたらやっぱりそういうルールって子どもがもうあの勝手に作るっていうんですね。

だからやっぱり副籍交流とかもしてはいるんですけど、どうしてもその日の1時間だけ来たお客様みたいな感じになつてしまつたので、日頃から地域、同じ学区の地域の中にこういう子がいるんだなっていうことが子どもの頃にやっぱり親しんでいただくと、大人になってからも、そういう子、居たなああの子って思つてもらうだけでも、例えば災害があつて避難所に一緒になつたときに、あつ、あの子知つてるわって思つてもらうだけでもだいぶ違うんじゃないかなって思つてるので、私は学童保育にお世話になつたことがすごく良かったなって思つています。同じように子ども会に参加をしたいなって思つてたんですけど、実は小学校の1、2年生の間、子ども会があるっていうことも知らなくて過ごしてて、ある日回覧板に入つてきた子ども会でクリスマス会みたいのがありますっていう案内があつて、子ども会があるんだと。町会の方に聞いてみたら、子ども会の会長さんのところに紹介していただいて、こういう子がいるんですけどって言つたら、特別支援学校に通つてる子のことはちょっとわかんないんですよねって言われてしまつて、子ども会の名簿って最初どうやって作つてるんだろうって思つたんですけど、例えば私立の学校に通つてたりとかする子のことは最初から多分名簿に入つてないみたいなことをおっしゃつていたので、そういうことで取りこぼされたとまでは思わないんですけど、地域の子どもに等しく声がかかるような体制であつて欲しいなって思いますし、3年生から子ども会の行事に少し、コロナ禍になつてしまつたのでちょっとしか参加できなかつたんですけど、参

加するとやっぱり学童保育で一緒だった子が知ってる知ってるっていって遊んでくれたりっていうことがあったので、やっぱり小学生とか、小さい頃から身近に一緒に過ごすっていう機会があることがすごく大きくなっているふうに思いました。

すいません、ちょっと別のことあと二ついいでしょうか。今この資料4の12ページを見ているんですけれど、「心のバリアフリー」の普及、理解と啓発っていうところの、これもっと手前の話かもしれないんですが、歩行をするとき、自転車に乗るときに移動に集中してほしいってすごく思うことがあって、スマホを見ながら歩いてる人、もうどんなに注意しても絶対にスマホから目を離さない人は絶対になくならないとは思うんですけど、最近はイヤホンをしていて周りのことに注意ができないっていう人をすごくよく見るなと思って、電車を降りようと思っても「降ります。降ります。」って言ってるんだけどやっぱり聞こえてないので気付いてくれないと、自転車でイヤホンして、走ってたりすると、後ろから車が近づいている気配に気づかない。最近ノイズキャンセリングの機能ってすごく高機能なので、全然気づいてないなって思う。多分車運転される方も自転車が危ないなっていうふうに思ってらっしゃると思うんですけど、あと自転車の走行帯があるんだけど、歩道を走る自転車とか、そういうちょっと危ないなって思うことはいっぱいあるので、バリアフリー、心のバリアフリーのもっと手前のことじゃないかなって思うんですけど、やっぱり周りに注意して移動するっていうことをこれはどうしたらできるようになるのかちょっとわかんないんですけど、こういったところからかなっていうふうに思います。

ちょっとすみません、もう一点だけ。情報のバリアフリーのところで案内サインの設置っていうふうにあるんですけど、公共のサイン、特に駅とかで、今回知的の障害のある子どもの保護者っていう参加者さんもしかしていらっしゃらないのかもしれないんですけど、知的の学校のPTAの方からちょっと託された意見なんですけれども、知的の障害のある子どもが進学するに当たって1人で通学できるかどうかっていうのがすごく大きな壁になってくるそうなんです。そのときに公共のサインに、ひらがなって振り仮名が振ってあるとすごく助かるんだけど、今、漢字、アルファベット、ハングル、中国語みたいな感じで、「ひらがな、ひらがなお願いします」って思うなんですよね。ひらがなでの案内があれば何か例え事故があって止まるとかいうときにも自分で理解ができるんだけど、そういうないと、今何が起こってるのかがわからないとかっていうことが起こっているそうなので、新設するときとかできる範囲でだと思うんですけど、ひらがなで書いてもらうっていうこともちょっとご検討のうちに入れていただきたいなと思います。長々すみません。

会長：ありがとうございました。

こういうような発言をぜひ、今日は限られた時間しかありませんので、なかなか全員の方のお話を伺うことができないんですが、ぜひ事務局に上げていただければと思います。

やはり区全体として取り組む話といったところもございますし、あるいは自転車の話はこれかなり交通管理者の警察の方と一体型となっていかないと取り組めない話でもございます。そういう面では、これから具体的な特定事業の計画を作っていくといった方向性の中で、意識共有しながら、各事業者さんの方たちとこういったことは具体的にどこまでできますかねっていう相談を事務局の方が話しあげることができますので、ぜひお声を上げていただけるとありがたいなと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

その他いかがでございますか。
お願ひいたします。

A委員：私は今回から参加させていただいてますけど、前回の議事録などを拝見して、もし重複してたら、今回説明いただいた内容でも見落としてましたら、大変申し訳ございません。

これまでの話の中で車椅子をお使いの方、視覚障害者の方、聴覚障害者の方、そういう方々に寄り添って今後のソフト施策など、整備が進んでいくかなっていう話がございまして、その中でその資料の中で内部障害者、そういう方々がいらっしゃってですね、皆様方、街中でヘルプカード、ヘルプマークというものをご覧なったことがあるかなと思います。3センチ・5センチほどのですね、赤地のところに白いハートマーク、白い十字マークがついているものをお持ちなんですね。これは心肺機能が損なわれている方、排泄機能などが損なわれている方がそういったものをお持ちで、外から見て、外部からやっぱりそういう障害がわかりづらいので、そういうマークをお持ちで、外の方にアピールさせるっていうものもあります。

今後総括的な課題の中ですねこういった言葉がちょっとなかったので、もし見逃したら申し訳ございません。そういう内容もですね当然ながらそういう内容も含まれた上で課題として認識でよろしいでしょうかってことで確認でございます。

会長：事務局いかがでございますか。

事務局：お話の通りですね。ヘルプマークの記載については今回の資料の中にはございませんが、お話の通りですねそういう方も含めて対象になっていくというふうに考えてございます。

A委員：承知しました。ありがとうございます。

会長：そのほかよろしゅうございますか。

それではまた適宜、事務局の方にですね、情報提供という形で、事業者さんもですね、こういうふうに今技術開発そして変わって來てるよというようなことがあれば、どんどんそういうことも挙げていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

（5）区民検討部会及び事業者検討部会への参加・協力のお願いについて

会長：それでは、議題（5）の区民検討部会及び事業者検討部会への参加・協力のお願いにつきまして資料5でございますか、事務局よりご説明いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

（事務局 資料5を説明）

会長：どうもありがとうございました。
まち歩き調査という形で皆様に協力していただいて、とても今回は良い結果といいますかね、問題

点、課題といったものが非常に明らかになってまいりました。

気をよくしたわけではないとは思うんですが、とても皆さんたちのお力添えがないと、これ前に進めていいかないと、進んでいかないといったところもございます。そういった面では、年明けまでの締め切りということでございますが、具体的な問題点といったものを提示していただきながら、具体的な計画事業、こういったところにどう反映させていくか、そういったところの具体性を持った検討を動かすためには、やっぱり部会ベースで動かさないとなかなか問題を全体協議でやっていく上では、声がなかなか上がりにくいと、そういった課題もございますので、今回そういったアプローチをさせていただいております。

ぜひご協力をいただければと思いますが、ただいまの説明に関しまして、特にご意見なくお引き受けいただくという形でよろしゅうございますか。

手が挙がりました。

H委員：2時間程度ってあるんですけれども、終わりの時間って遅いと何時とかって決まってますでしょうか。というのはお迎えの時間、5時に合うかどうかみたいなことがあるんで。

あともう一つは1回から4回まで、同じ人がずっと出た方が良いのかどうかっていうことを教えてください。

会長：事務局いかがでございますか。

事務局：まず時間に関してなんですけれども、あのまち歩き調査のときもそうだったんですが、ご事情があつてお早めに帰りたいという皆さんもいらっしゃいます、それはその適宜そのときによってですね、お帰りいただいても構わないというふうに考えてございます。

それからメンバーといいますか、登録する方なんですけども、できれば同じ方にお願いできればというふうに考えてございます。

会長：よろしゅうございますか。

お手が挙がりました。どうぞ。

I委員：同じ質問なんですけれども、用事のある方は適宜帰ってくださいっておっしゃってましたけれども、大体の時間は何時頃に開催する予定でいるか。それによってですね、メンバーも決まってくると思うんで、例えば午前中はどうしても駄目だとか、午後はどうしても駄目だとか、メンバーも変わってきますんですね。午前中やるのか午後やるのか、その辺の大体の予定っていうのは組んでございますか。

藤井会長：事務局、いかがでございますか。

事務局：開催の時間帯なんですけれども今のところまだ午前か午後かというところで、決めているわけではないので、午前であれば10時から12時、午後であれば1時から3時、というようなところは基本的には考えております。

会長：よろしゅうございますか。その他いかがでございましょう。

お手が挙がりました。どうぞ。

J委員：いつもありがとうございます。

まち歩きの時もお世話になりましたが、託児はまた必要があればご用意いただけるという認識でよろしいでしょうか。

事務局：はい、もちろん用意させていただきます。

会長：その他いかがでございますか。よろしゅうございますか。

それでは、また皆様方にはお手数をおかけいたしますが、ぜひ葛飾区のこの取り組み、実（み）のあるものといいますかね、実（じつ）のある形に展開していきたいので、ぜひご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、その他皆様方から、全体を通じまして何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは2月に開催予定の部会でということでございましたので、次回の策定協議会では、各部会から出てまいりましたご意見や案、そういったものを踏まえて検討を進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは議事が終了しましたので、傍聴の方、大変お疲れ様でございました。退出していただいてよろしゅうございますでしょうか。

(傍聴者 退室)

3. その他

会長：それでは、3. その他でございますが、事務局から何かご連絡事項ございますか。

事務局：次回、第3回の策定協議会の日程でございますけれども、3月12日の火曜日の午後の予定で考えてございます。詳細が決まりましたら改めて開催案内をお送りさせていただきたいと考えてございます。年度末のお忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

会長：それでは3月12日を予定ということでございます。よろしくお願ひいたします。

4. 閉会

会長：それでは本日の議事全て終了いたしました。12時予定ということで5分前終了でございます。

皆さんお疲れ様でございました。これで閉会とさせていただきます。

以上